

みんなでささえる 国保会計



医療費が高額になった時

認定証を活用していますか

病院などで診察や治療を受けた場合、病院の会計ではかかった費用の内、自己負担分を払っています。今回は、自己負担分について説明します。

知っていますか④



自己負担割合

年齢によって、異なります

自己負担割合は、年齢によって異なります。

- ・義務教育就学前の方：かかった費用の2割
- ・義務教育就学から69歳以下の方：かかった費用の3割
- ・70歳以上74歳以下の方：かかった費用の1割

※所得により、3割の方もいます。

知っていますか⑤



限度額適用認定証

医療費が高額になった時、必要です

入院などで1カ月の自己負担額が高額になることがあります。その時には「限度額適用認定証」を使うと自己負担額が一定の額で止まります。

69歳以下の方

住民税のかかっていない世帯	35,400円
住民税のかかっている世帯	約80,000円
所得の多い世帯	約150,000円



標準負担額減額認定証

70歳以上74歳以下の方

	外来	外来+入院
住民税のかかっていない世帯	8,000円	15,000円 24,600円
住民税のかかっている世帯	12,000円	44,400円
所得の多い人	44,400円	約80,000円

※住民税がかかっていない世帯については、入院中の食事代が安くなります。国保係に申請をし、交付を受けてください。

※差額ベット料、食事費用は除きます。

知って得する豆知識

くすり代の通知を開始

黒潮町では、8月から病院などでくすりを処方された方に通知書を送付しています。正式名は、「ジェネリック医薬品使用促進通知」といいます。ジェネリック医薬品とは後発医薬品の意味で、効き目はほぼ同じで値段は約半分です。

「ジェネリック医薬品」の促進にご理解ください。

ほっとコーナー

保険切替え手続き中

国保に加入していた方が仕事に就き、社会保険に加入しました。しかし、実際には「保険証」がまだできていないことがあります。

こういった場合に病院に行き受診したい時は、病院の受付で「現在、切り替え手続き中」であることを説明し、会社に電話確認をしてもらってください。※事前に会社の事務の方に相談しておくとうれしいです。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 国保係 ☎43-2116(直通)